

平成 3 0 年 第 2 回

千 早 赤 阪 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 3 0 年 1 1 月 1 日 開会

1 日 間

平成 3 0 年 1 1 月 1 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成30年第2回千早赤阪村議会臨時会会議録

1. 招集年月日

平成30年11月1日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

4番 田村陽

5番 千福清英

6番 藤浦稔

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木朋子

局長代理 松村典英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男

人事財政課長 菊井佳宏

理事兼地域戦略室長 上島豊

地域戦略室新庁舎・
大規模改修担当課長 幸雄一

会計管理者兼
総務課長 中野光二

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 尾谷浩

健康福祉課
健康担当課長 西口美和

観光・産業振興課長 北浦信行

施設整備課長 日谷順彦

施設整備課参事 増田浩志

施設整備課理事
兼災害復旧室長 城和男

理事 志摩暁

理事 藤本佳奈

教育課長 赤阪秀樹

教育課参事 薦亜紀朗

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諮問第1号 退職手当支給制限処分の審査請求について

日程第4 議案第75号 専決処分〔平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算

(第8号)] の承認を求めることについて

日程第5 議案第76号 教育委員会委員の任命について

日程第6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する
事項について

日程第7 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は６名でございます。定足数に達しておりますので、平成３０年第２回千早赤阪村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、２番関口議員、３番井上議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１１月１日の１日といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１１月１日の１日と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第３、諮問第１号退職手当支給制限処分の審査請求についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 諮問第１号は、退職手当支給制限処分に係る審査請求についてでございます。

この諮問は、平成３０年７月２日付で千早赤阪村に対し行われた審査請求について、地方自治法第２０６条第２項の規定に基づき、議会へ諮問するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御意見賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、諮問第１号退職手当支給制限処分にかかわる審査請求につきまして概略説明のほうをさせていただきます。

まず、審査請求人でございますが、富田林在住の元職員で主事でございました。

2 番目としまして、審査請求に係る処分としましては、職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当支給制限処分でございます。

審査請求年月日につきましては、審査請求人の代理人の弁護士より平成30年7月2日に提出されました。

審査請求の趣旨としましては、本村が平成30年5月23日付で審査請求人に行った職員の退職手当に関する条例に基づく一般の退職手当の全部または一部を支給しないこととする処分の取り消しを求めるものでございます。

審査請求の理由としましては、審査請求人は盗撮という公務外の非行に対する違法なことを行いましたが、これにつきましては違法な処分であるということで南河内公平委員会に対しましてその処分の取り消しを求めている状況でございます。よって、退職手当支給制限は懲戒免職処分を踏まえ、なされた処分であるから、懲戒免職処分とともに取り消されるべきものであるというのが審査請求の理由となっております。

それに対しまして、2 ページ目でございますが、村であります処分庁の主張の趣旨としましては、(1) で盗撮には著しく常習性が認められ、計画性も認められること。よって、非違行為としましては極めて悪質であると。そして、懲戒処分等に関する指針の基準及び自治体の事例に基づきまして、懲戒免職処分が相当であると判断したものでございます。(3) としまして、その判断は裁量の範囲内であり、社会観念上著しく妥当を欠き裁量権の範囲を逸脱した濫用をしたと認められる事情は見当たらない。そして、4 番目としまして、よって懲戒免職処分が妥当と判断し、職員の退職手当に関する条例により退職手当の全部を支給しないこととする処分をいたしたものでございます。

そして、7 番目としまして、裁決の趣旨につきましては、本村の場合は本審査請求を棄却するというところでございます。

8 番目としまして、裁決の理由ですが、まず(1) としまして認定事実でございますが、①に書いてありますとおり女子生徒のスカートの中を改造したかばんの中に忍ばせたスマートフォンで盗撮し、警察署に任意同行され、盗撮の事実は本人は認めております。そして、盗撮につきましては約3年間30回程度繰り返し行われていたと。そして、処分庁は同年5月23日付で懲戒免職処分とあわせまして退職手当支給制限処分として審査請求人本人にその旨を通知しました。③としまして、審査請求人は平成30年7月2日付で退職手当支給制限処分の取り消しを求める審査請求を行ったということでございます。そして、判断としましては、①懲戒免職処分に対する不服を述べる審査請求人の主張につきましては、懲戒免職処分が取り消されていない以上理由がない。2 番目としまして、退職手当は職員が退職した場合にその勤続を報償する趣旨で支給されるものであることから、

報償することのできない非違行為を行った者には支給すべきではない。よって、退職手当を支給すべき特別な事情が認められてない以上理由がないという判断をさせてもらった状況でございます。

以上、簡単ではございますが、審査請求に対する概略説明にさせていただきます。よろしくをお願いします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

関口議員。

○関口議員 村としては請求人からの請求は棄却するという判断でありますけれども、請求の内容ですけれども、村の判断としましては退職手当を支給すべき特別な事情が認められない以上ということで、特別な事情というのは通例、通常といいますか一般的にどのような事情があつて、それには当たらないと判断されたのかお尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 本村ではそういった特別な事情っていうのが、懲戒免職もそんなになかったもんで事情はないんですけど、いろいろ調べさせてもらいますと、懲戒免職となったものの、その辺につきましては情状酌量の余地があり、また社会情勢、そういったものを考えてもやはり懲戒免職であるけどそういう情状酌量の余地とかそういったものを考えまして退職手当をまれに支給する場合もある。全額の場合もありますし、その何割というようなこともありますけど、うちで通常はそういう社会通念上誰が見ても払ったほうがいいんじゃないかというような情状酌量がまた判断された場合ということになっております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 村のこの判断は私としては妥当やったと思うんですけども、それに対して不服といいますか審査の請求が出てるわけですけども、私としてはそれで村の判断としてはよかったと思ってるんですけども、特別な事情っていう具体的な事由ってどんなものですかということで。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 それは退職金を払う特別な事情ということ。

○関口議員 村の条例といいますか、の中には特別な事由って例えばどういうことがあるのかな、一般的によその行政府なんかでそういうふうにしたどんな理由があつて退職金を払ってはるんかなっていう。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 済んません。例えばの例なんですけど、よくよそであるのが交通事故とかで相手が亡くなられたとかそういうことにおいて、仮に禁錮刑なれば必然的に失職という形になりますので、そういった場合につきましては、禁錮刑にはなりましてけどやはりその人の職務内容、そういったものと、というようなところで情状酌量の余地があった場合については払った事例もあるようには聞いております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 過失なんかで退職金を払ってるといような事情は考えられますけれども、この件につきましては、非常に計画的であったし、また村の公務員であるという以上は一般的なものとは比べて世間的には重く、最近ではやっておりますので、これは私としては妥当かなとは思っておりますが、次にもしも彼の場合は退職金どれぐらいになるのか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 退職金につきましては約44万円でございます。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

関口議員。

○関口議員 もし退職金が払われれば44万円。しかし、この事件からしましても、それを払うことはできないというのは判断としては妥当だと思うんですが、審査請求の理由に裁量権の範囲を逸脱しているのではないかという請求で来ておりますけれども、その辺に関しては村としては、先ほど来説明もありましたけれども、裁量権の範囲を逸脱してということはないと、その大きな理由としてもう一度お願いいたします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 懲戒免職処分につきましては、現在審査請求人が南河内の公平委員会に同じような内容で裁量権の代理人を立てて、処分が、懲戒免職が厳し過ぎるんじゃないかというような申し立てが出ておりまして、まだいろいろ書類のやりとりをやっとるだけで、まだ公平委員会のほうで呼ばれて事情を聞かれるというような状況はないんですけど、ただ村の場合は懲戒免職にしたということなんですけど、村だけではなく近隣市町村の懲戒の指針そして大阪府とかでもやはり盗撮につきましては、1回程度とかというのであれば懲戒免職にはなっておりません。ただ、やはり悪質、計画性のある、そういったものにつきましてはもう免職処分となっておりますので、そういった他の事例も参考等にさせてもらってますので、別に村だけが特段に厳しい、そういった逸脱した処分ではないと考

えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今後のこれからの動きですけれども、村としては懲戒免職処分として退職金も払わなかった、請求が来た、この請求に対して私たちの判断としてはきょうの結果どうなるかわかりませんが、その結果今後の動きとしてはどういうふうになっていくのか、大体の動きを教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 きょう諮問で、村の判断で間違いないということ答申をいただければ、それを通知のほうはさせていただきます。そして、あとは焦点のほうは南河内公平委員会で今後懲戒免職処分の妥当性を審議されますので、その中で仮に公平委員会のほうでやっぱり懲戒免職ではなく、っていうのは厳し過ぎるという判決になれば当然停職とかそういった形にはなってくるかとは思いますが。ただ、村のほうの懲戒免職が妥当という判断を公平委員会のほうでも認められればそれが決定しまして、ただあえて審査請求人が今後やはりそれに対して不服があれば次は司法の場というな感じの手続になってくるような状況でございます。

公平委員会のほうも現在慎重に審議されてますので、年内にっていうのはちょっと厳しいかな、年度末ぐらいになるのかなという見込みで、まだ時期はいつごろ決まるということとは現状では言うことはできません。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 そうしましたら、きょうの答申といたしますか、請求に対して私たちの判断に基づいて南河内公平委員会がどのように判断されるかによってまた動きが左右されるのでしょうか、今後の経過もいろんな状況があるということによろしいんですね。わかりました。

○田中議長 ほかに。

どうぞ。

○菊井人事財政課長 済いません。ちょっと私の説明も。あくまでも今回は懲戒免職に対して退職手当のことを、支給するか支給しないかの判断だけでございまして、あくまでもこれはこれだけでございまして、公平委員会のほうは別にこの結果がどうであろう懲戒免職が妥当であるか厳しいかという判断をされるわけで、今回はあくまでも懲戒免職処分が今なつとると。それに対しての退職手当を支給するか制限するだけのものなんで、きょ

うの結果をもとに公平委員会がまた判断するということはないかな、あくまでも公平委員会のほうにつきましては処分の妥当性を判断するところでございますので、今回は、ですんで仮にここできょうもろうて退職制限をしないのは当然であるというような判断をいただいても、仮に公平委員会で停職処分になって仮にまたそこから依願退職になれば今は退職金を払うことにはなりますんで。今のこの場合は懲戒免職処分に対しての退職金を払うのが妥当か払わないほうが妥当かという判断になってきまして、村は当然懲戒免職処分でありますし情状酌量の余地はないんで払わないという判断をしました。それに対して今回議会のほうで答申をいただくということになっております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

関口議員。

○関口議員 きょうのことは44万円の退職金を払わないとか払えへんかということの私たちの判断ではありますけれども、しかし今後の動きはこれとは別に公平委員会の判断なんかによっては動きがあるということですね。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより諮問第1号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり棄却することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり棄却することに異議ないものと答申することに決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第75号専決処分〔平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第75号は、平成30年10月1日付で専決処分いたしました平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、台風24号豪雨により被災した村道及びげんき保育園の敷地として貸与している村有地の復旧に係る経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第75号の平成30年10月1日付で専決処分いたしました平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)につきまして御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。

本予算で追加となる起債事業につきましては、道路橋梁災害復旧事業で、地方債の限度額3,200万円、償還期限は10年、据置期間が2年で、道路橋梁災害復旧債の対象事業でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

13款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額3,342万4,000円の増、財源内訳は地方債3,200万円、一般財源142万4,000円で、村道西峯学校線の災害応急対策工事2,897万3,000円、災害復旧事業測量業務委託料330万円、不動産鑑定委託料15万5,000円などでございます。

5項その他施設災害復旧費、1目その他施設災害復旧費、補正額3,423万2,00

0円の増、財源は全額一般財源で、げんき保育園園庭のり面の災害応急対策工事3,401万2,000円と応急対策工事に伴う監督補助委託料22万円でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

2、歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額3,565万6,000円の増で、財政調整基金繰入金でございます。

21款村債、1項村債、10目災害復旧債、補正額3,200万円の増、道路橋梁災害復旧債でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 災害後いろいろと、特にげんき保育園の崩壊につきましては、その後の対応として地域への説明会など行っていただきまして、当初はどうなってるんやろとかという地域の住民もわからないままで、園児たちが小学校に行くとかということで戸惑ったところもありましたけれども、最近では地域の住民の皆さんもなれまして、きのうも子どもたちが退園するときは、子どもたちが行き交う姿を見てみんなが温かい目を差し伸べてるといような、私たちとしましても子どもたちがいるってこんなに気持ちのいいことかなって感じたところなんです、千早小吹台小学校の協力もいただいてお金を節約するという中で非常にみんな協力してやってもらってるなという、気持ちとしてはそういうことなんです。それで、説明会のときにも出ておりましたけれども、32年に新しくこども園ができるということがわかっている中で仮設の保育園をつくるということもお金のかかることで、できることであれば小学校の協力のもとで今の状態を不足分については充実こども園ができるまではそうした方向でやるのがいいのではないかと、私はそう思っておりますし、そういう意見も出ておりましたので、今後教育委員会としてはそういう方向でぜひ協力していただきたいと思いますが、この際、関連でどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○田中議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 答えいたします。

この前の説明会の中でもお話が少し出てましたけれども、結果として、教育委員会から千早小吹台小学校へさらなるといいますか、協力を要請いたしました。そして、学校としては当然拒めない立場ですので、できるだけことはさせていただきますという返事をいただいています。また改めて、先生方をお願いという形でお伺いする予定です。

ただ、学校のお話の中で、地域の方々は昔に比べて小学校の児童数が非常に減ってきてると、だからきっと空き教室も出てるんだらうと、その空き教室を利用してだから別に何も問題はないんじゃないかっていうような考えをお持ちの方もかなりおられるようで、でも実際学校としましては、確かに学年の人数は減ってますけども、クラス自体は減ってませんので、昔と同様に全ての教室を利用されてきたわけで、その中で2部屋っていいですか、保育園の運営にお貸しするということになりますと、いろんな支障が出てまいります。例えば、これまでは総合学習教室、つまり冷暖房が完備された部屋でいろんな授業の習熟度別学習授業とか、またいろんな会合等に利用していたところが、そこをお貸しすることになったので、そのかわりの部屋として冷暖房が完備されていない理科室や家庭科室を使うことになる。

ただ、当初のお話のように12月末までということだったので、辛抱しようということにはなっていたんですけども、ただ今後1年半の長期間にわたるということは当然冬も夏も経験するわけでして、今まで冷暖房空調設備がある部屋を使っていたけれども、これからはそういう設備がされていない部屋を利用しなければならなくなったということに対しての、またその辺をどう解決していくのかっていう新たな問題も実は出ております。それは今後の課題として、とりあえずは正式に村から、また教育委員会から学校へ協力をお願いして、快く引き受けてくれたことに対するお礼に何うということを予定しております。

結論としましては、平成32年4月に予定されておりますこども園開園まで、少し長くはなりますけども、今の状態を引き続いてお願いしました。そして、承諾を得たところで

○田中議長 関口議員。

○関口議員 わかりました。いろいろ小学校としても協力していただかなくてはならない部分もあり、地域としても見守りなんかもやっていただいております中で、短期、こんなときやからお互いに協力できることはやっていこうという、そういういい面も出てきたかなと思います。その上で、いろいろ支障もあるかと思いますが、その点は今後改善できるものは、範囲内でできるものはやっていただけるようにしていきたいなと思っておりますので、皆さんの御協力もよろしくお願ひしたいなと思います。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 今回小学校の一部を保育所として使うっていうことで、不足している施設もあるかと思うんですけども、どういった施設が不足しているのか、また不足している施設を今後どうしていくのかについてお伺ひしたいと思います。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 保育所としての設備の部分につきましては、現在一時避難という形で小学校のほう利用はさせていただいてるわけですが、その中でもともとげんき保育園であった施設として今現在小学校でないという部分、やはり調理室ですね。この部分につきましては小学校の中にはございません。現状としましては、今距離はございますけども、げんき保育園のほうの調理室を使ってそこで給食を作成しまして、車等で衛生面に注意しながら運んで子どもさんに給食を提供しているという状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 例えばゼロ歳児から２歳児ぐらいのトイレとかっていうのは特に問題は現状ないんでしょうか。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 現在は、今やはり小学校でございますので、小さなお子さんが御利用される座高面の低いようなトイレの便器はございませんので、現在はおまる等を利用させていただいて、園のほうで工夫していただいてそちらのほうやっただいてる状況でございます。

不足してる設備等につきましては、一応園のほうからもいろいろ御相談いただいておりますので、また千早赤阪福祉会と協議しながら対応については検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田村議員 以上です。

○田中議長 いいですか。

山形議員。

○山形議員 １つ、１１ページの中からお聞きしたいんですけども、認識不足かも知れませんが、この中に監督補助委託料３９万６、０００円、それから災害復旧費の中にも監督補助委託料２２万円という計上があると思いますけど、これちょっと御説明願いたいと思います。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 監督補助委託料ということで、道路橋梁の部分とその他施設災害復旧ということで、上の道路橋梁の部分につきましては村道部分、下のその他施設災害復旧についてはげんき保育園の村有地ののり面の分ということで、予算を分けて計上させていただいております。

基本的に公共工事を発注する際には、請負契約の的確な履行を図るということでは発注者の代理人として設計書どおりに工事が施工されてるかっていうのを監督する監督員というのを配置するということになっております。その監督員は役場の職員ということになるわけですが、さらに円滑に効率的に工事監理も進めていくという意味において、その監督員を補助する補助員ということで、監督補助ということで今回それに係る経費を委託料として計上させていただいてるということでございます。

なお、現在におきましても昨年度21号、22号の災害復旧工事というのが多くあるわけなんですけども、その復旧工事におきましても補助員ということで同じように対応してるということで、今回の分につきましても同じく対応していきたいということでございます。御理解よろしく願いいたします。

○田中議長 山形議員。

○山形議員 その説明で理解はできるんですけど、今回初めてこういう監督補助委託料という項目が出たんでちょっとお聞きしたわけなんですけども、これは今課長が答弁ありましたように本来ならば役場の職員がそこで見るという役目があるんだろうと思うんですけど、今の状況ではなかなかついてこれないからこの方にお任せしたと思うんですけども、この方のこういう監督をする資格というものが要るのか要らないのかちょっと聞きたい。要るか要らないか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 監督員につきましては法的に資格が何か必要ということとはございませんで、今現在はシルバー人材センターのほうにお願いをしてると。その中で、過去において土木職といいますかそういう経験がある方をお願いして実施してるというようなことでございます。

以上でございます。

○田中議長 山形議員。

○山形議員 その方の名前を教えてくださいにもいかないのか必要でないのか教えていただけるんやったら、その1名がわかるんですから、何名ではない、多分1名だと私は思ってるんですがいかがですか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 個人名につきましては個人情報等がございますので、人数につきましては1名でございます。

以上です。

○田中議長 山形議員。

○山形議員 ありがとうございました。

○田中議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 災害復旧ってということなんですけど、復旧に当たって完全に復旧ではないっていうお話聞いたと思うんですけど、どのレベルまで復旧される予定なんですか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 今回補正予算で専決処分ということで計上させていただいてるこの経費につきましては、あくまでも災害の応急対策ということで、のり面が、斜面が崩落したちょうど下のあたりから1トン土のうを積み上げて、のり面保護を行うということでございます。

以上でございます。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 ていうことは、今現在通行どめになっているところが通行できるようになるっていうぐらいまでなんですか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 一定応急工事をさせていただきまして、一定の安全性というかそういうところの確保ができましたら通行どめを解放していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 その時期っていうのは大体いつごろっていうのはわかりますでしょうか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 今現況といたしまして、道路ののり面とそれから保育所側ののり面が崩壊してると。ちょうどその中腹あたりに用水といいますか水がちょっと出てるような状況もございますので、一定そういう処置もしないと、積んだけどまた崩れると意味がないということもありますので、そういった調査もしながらやっていきたいと考えておりますので、実質的に工事そのものは2カ月程度とかということはございますけれども、そういった調査を踏まえると若干、場合によっては年内、年をちょっと越すかもわからないですけども、そういう程度かなというふうに考えております。

以上です。

○井上議員 ありがとうございました。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第75号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第75号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第76号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第76号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、東條由紀子氏の任命につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

委員の定員は4名でございまして、任期は4年です。4名の委員のうち、東條由紀子氏が平成30年11月13日で任期満了となりますが、引き続き委員をお願いいたします。

再任でございますので御承知かと思いますが、東條氏は平成26年11月から教育委員会委員をお願いし、非常に人格高潔、教育、学術及び文化に関しまして豊富な識見をお持ちの方でございます。

そのようなことから、私といたしましては東條由紀子氏が教育委員として最適任者であると考えまして、任命いたしたく、同意をお願い申し上げる次第でございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第76号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第76号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会、関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、平成30年第2回千早赤阪村議会臨時会を閉会いたします。

なお、この後議員におかれましては11時より2階第1会議室にお集まりいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

どうも皆さん御苦労さまでございました。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

関 口 ほづみ

議 員

井 上 浩 一